

農振農用地の整備計画変更（一部見直し）受付について

1. 受付要件

農振法第13条第2項各号（6要件）の以下の要件を全て満たすこと

①農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

③農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

④効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

⑥農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。

以下の要件もすべて満たす必要あり

- ① 変更後の土地利用において、各種法令の許認可等の見通しが確実であること
- ② 変更後の土地利用において、当該土地利用に係る権利を有する者の同意が得られること
- ③ 土地利用に係る者の資力、信用及び土地の性状から目的の実現性があること
- ④ 変更後の土地利用が原則1年以内見込まれること

2. 変更の要件

変更後の利用計画が以下のいずれかに該当する場合のみ

- ① 農家住宅
- ② 農家の分家住宅
- ③ 石垣市内に相当期間の継続した居住歴のある者の住宅
- ④ 農業を志向する者のうち、石垣市長が適切であると認めた者の住宅
- ⑤ 公用、公共用施設
- ⑥ 農業振興地域の総合的な振興開発を推進する上で、石垣市長が必要と認める施設（※⑤以外別途詳細要件あり）

※以下のような農用地区域からの除外は適当ではありません。

虫食的な除外



集団のうちの中央部の除外



農用地区域以外に代替すべき土地がある場合



※農地転用見込みのない農地、要件を満たしていない、違反案件等については、受付は致しかねますのでご了承ください。